

職業能力開発局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

職業能力開発局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

○ 国庫納付に関する承認の基準の特例

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第3の1（1）に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うこととする。

地方公共団体が行う経過年数が10年未満である公共職業能力開発施設等の補助施設等に係る財産処分のうち、処分後の用途が、職業能力開発促進の基本理念の実現に資するものである場合における次の処分

（1）地方公共団体における転用

（2）他の地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

（3）認定職業訓練実施団体（職業訓練法人である中小企業事業主団体またはその連合団体に限る。）への無償譲渡又は無償貸付であって、認定職業訓練施設として使用するもの